

## 措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	商工観光部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>II. 補助金について                      (7) シルバー人材センター運営費補助金                      シルバー人材センターの運営費に対する補助金について、その支給を決定するにあたって、年度の一般会計収支計算書及び支出財源内訳書等を入手し、補助対象の要否を検討しているが、貸借対照表を入手していない。                      補助金額を決定するうえで直接には貸借対照表は必要ではないが、補助金支給先の財政状態が妥当であるかを検討することは重要であり、貸借対照表を入手する必要があると思われる。</p>	<p>平成18年度補助金実績報告、平成19年度補助金申請から、貸借対照表を添付し、補助金交付先団体の財政状況の把握に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成19年10月23日)</p>
<p>VIII. 社団法人 岐阜市シルバー人材センターについて                      (1) 物品の管理について                      財務規程によれば、物品管理責任者は、備品台帳を備え、毎事業年度1回以上台帳と現物照合しなければならないとなっている。しかし、備品台帳への記帳は平成14年2月26日購入分が最後でそれ以降は記帳されておらず、また現物との照合も行われていない。                      物品の管理を適正に行うために、物品の異動の都度、備品台帳への記帳を正しく行い、毎事業年度1回以上備品台帳と現物照合を行うべきである。</p>	<p>台帳により年度末に現物照合を実施。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成21年4月23日)</p>
<p>(2) リース台帳の作成について                      現在、岐阜市シルバー人材センターでは複写機をリースにより賃借しているが、リース台帳は作成していない。リースにより賃借している固定資産についても、自社所有の固定資産同様に物品管理する必要があるため、リース資産台帳を作成し、現物との照合を行う必要がある。</p>	<p>リース台帳を作成した。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成20年10月22日)</p>
<p>(5) 未収金について                      一般会計の未収金の内には、回収が滞留しているものが平成11年度2件12,000円、平成14年度1件37,500円、平成15年度4件289,518円含まれている。                      行方不明等回収可能性のないものについては、貸倒処理の必要があるが財務規程にはその規程がない。不納欠損処理規程を作成し、回収可能性のないものについては、欠損処理をすべきである。</p>	<p>監査人が言及している不納欠損処理の手法ではないが、20年度に定めた未収金等債権の回収不能処理基準に基づいた、回収不能の債権に対する適切な処理を、21年度開催の理事会における了承を得て、実施した。その結果、今回指摘の未収金の問題について、解決を図ることができた。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成22年5月31日)</p>

## 措置状況

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	高齢者福祉事業について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成18年度
担 当	商工観光部

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(6) 減価償却引当預金について 「引当金規程」第2条によれば、減価償却分相当額を減価償却引当預金として引当てることになっている。しかし、減価償却資産を除却した場合における減価償却引当預金の取崩方法に関する規定がないため、減価償却資産を除却しても減価償却引当預金の取崩を行っていない。従って、減価償却累計額と減価償却引当預金とが乖離している。その乖離を少なくするために、特定の期で減価償却分相当額を繰入れずに調整している。減価償却累計額と減価償却引当預金が一致するように、減価償却引当預金の取崩方法の規定を整備する必要がある。</p>	<p>平成18年度決算において、累計額と引当資産の額が同額になるよう積立を行った。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成19年10月23日)</p>
<p>(7) 特定預金について (ア) 規程の整備について 特定預金の積立基準は規定しているが、取崩方法に関しては何も触れていない。また、30周年事業積立預金や施設設備準備積立預金についての規定はない。特定預金は目的預金であるから、その取扱いに関しては明確に規定する必要がある。 特定預金の運用方法については、第3条で「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と定めているが、運用にはリスクが伴う場合があるので、権限や実績報告等を具体的に取り決めることが望まれる。</p>	<p>引当金規定を改正(平成19年4月1日施行)</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成19年10月23日)</p>
<p>(イ) 特定預金の管理について 特定預金は、銀行等の定期預金と証券会社の公社債投資信託で運用されているが、貸借対照表の各特定預金科目と紐付きになっておらず、流動資産の定期預金や有価証券と一緒に全体として運用している。従って、例えば一般会計の減価償却引当預金を取り崩す場合、どの口座を取り崩したらよいか明確ではない。特定預金の性格を考慮すれば、特定預金科目と特定預金とは、紐付きになっているのが望ましい。</p>	<p>運用先を一本化し、特定資産ごとに定期預金を別に積み立てた。</p> <p style="text-align: right;">(公表日 平成19年10月23日)</p>